

## 放射線管理区域における個人線量計の未着用について（続報）

平成19年12月5日

### 【今回お知らせする内容】

今後の対応	<p>着替え後の個人線量計(※1)着用忘れを防止するため、これまで個人線量計の携帯を確認する装置が設置されていなかった希ガス処理建屋(※2)などのチェンジルーム(※3)について、同装置を設置します。</p> <p>発電所には、希ガス処理建屋のチェンジルームを含め、全部で13室のチェンジルームがあります。このうち、主に使用する1・2号機共用チェンジルーム、3・4号機共用チェンジルーム、5号機チェンジルームについては、既に同装置を設置しています。</p>
-------	---

### 【これまでにお知らせした内容】

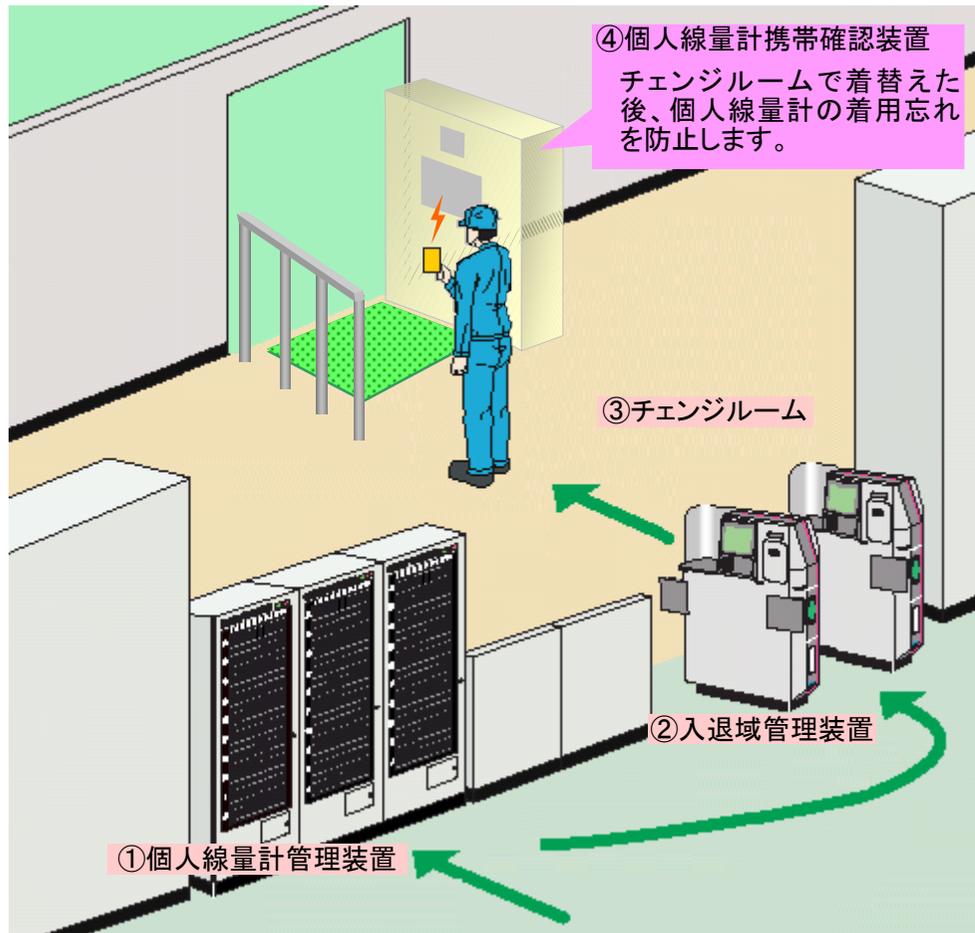
(平成19年11月21日お知らせ済み)

発生号機	希ガス処理建屋
発生年月日	平成19年11月21日
発生時の状況	<p>午前10時52分に現場確認のため希ガス処理建屋(放射線管理区域)に入域した当社社員が、着替えのために個人線量計をはずし、そのまま放射線管理区域に入域しました。</p> <p>その後、午前11時13分に放射線管理区域から退域する際に、個人線量計を着用していないことに気づきました。</p> <p>本件につきまして、午前11時45分に当社から管轄の磐田労働基準監督署に連絡しました。</p> <p>当該社員の放射線被ばく線量について評価した結果、入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p>
お知らせ基準	運転情報「表2-20 その他」に該当します。

- ※1 個人線量計は、放射線管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定するもので、放射線管理区域に入域する際に着用します。
- ※2 希ガス処理建屋は原子炉の運転に伴って発生する気体状の放射性廃棄物を処理する設備で、1・2号機共用の設備です。
- ※3 チェンジルームは、放射線管理区域に入域する際に、管理区域用作業服に着替えるための更衣室です。

以上

## 個人線量計確認装置の概要



### 【管理区域への入域の流れ(イメージ図)】

- ①個人線量計管理装置から個人線量計を抜き取り着用する。
- ②入退域管理装置で入域手続きを行い、チェンジルームに入る。
- ③チェンジルームで管理区域用作業服に着替える。
- ④個人線量計携帯確認装置で個人線量計を着用していることを確認する。

### 個人線量計携帯確認装置(既設型)



- 個人線量計携帯確認装置の⑤読み取り部に個人線量計を近づけると、上部の⑥表示窓に通行を許可する『○』が表示されます。
- 個人線量計の着用を忘れて通過すると、警報音を発します。